

三 名古屋 両城郭修理費額につき指令案……………

四 名古屋 両城郭保存の儀につき再伺……………

五 名古屋 両城郭修理費修正指令案 二通……………

六 名古屋 城郭修理費につき指令案 明治十二年八月

七 姫路城郭一時修繕費につき指令案……………

八 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

九 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

一〇 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

一一 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

一二 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

一三 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

一四 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

一五 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

一六 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

一七 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

一八 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

一九 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

二〇 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

二一 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

二二 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

二三 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

二四 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

二五 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

二六 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

二七 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

二八 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

二九 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

三〇 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

三一 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

三二 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

三三 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

三四 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

三五 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

三六 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

三七 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

三八 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

三九 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

四〇 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

四一 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

四二 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

四三 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

四四 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

四五 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

四六 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

四七 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

四八 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

四九 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

五〇 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

五一 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

五二 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

五三 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

五四 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

五五 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

五六 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

五七 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

五八 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

五九 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

六〇 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

六一 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

六二 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

六三 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

六四 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

六五 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

六六 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

六七 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

六八 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

六九 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

七〇 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

七一 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

七二 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

七三 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

七四 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

七五 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

七六 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

七七 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

七八 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

七九 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

八〇 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

八一 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

八二 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

八三 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

八四 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

八五 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

八六 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

八七 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

八八 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

八九 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

九〇 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

九一 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

九二 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

九三 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

九四 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

九五 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

九六 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

九七 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

九八 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

九九 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

一〇〇 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記……………

一 史料 姫路城の歴史

1 中世の姫路城

一 播磨国風土記

岩波「日本古典文学大系」2

伊和里 船丘・波丘・琴丘・篁丘・箕丘・麤丘・稲 土中上、
丘・胃丘・沈石丘・藤丘・鹿丘・犬丘・日女道丘、
右、号伊和部者、積幡郡伊和君等族、到来居於此、
故号伊和部、

所以号手刈丘者、近国之神、到於此処、以手刈
草、以為食薦、故号手刈、一云、韓人等、始来
之時、不識用鎌、但以手刈稻、故云手刈村、
右十四丘者、已詳於下、昔、大汝命之子、火明命、
心行甚強、是以、父神患之、欲遁棄之、乃到因達
神山、遣其子汲水、未還以前、即免船遁去、於
是、火明命、汲水還来、見船免去、即大瞋怨、仍

四 姫路営所へ入営兵割当て…………… 飾磨県布達…………… 八〇四

五 姫路営所火薬庫新築につき伺…………… 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記…………… 八〇五

六 西ノ丸内土蔵を弾薬庫武器庫に交換の伺…………… 防衛研究所図書所蔵 陸軍省大日記…………… 八〇六

(3) 城郭内居住士族の立ち退き

七 姫路城内居住の者立ち退かせの儀につき伺…………… 国立公文書館所蔵 公文録…………… 八〇七

八 陸軍省伺に対する太政官決定 二通…………… 国立公文書館所蔵 公文録…………… 八〇八

九 城内居住の者換地代金支給につき再三伺…………… 国立公文書館所蔵 公文録…………… 八〇九

一〇 六通…………… 国立公文書館所蔵 公文録…………… 八一〇

一一 姫路城郭内居住士族の嘆願書…………… 国立公文書館所蔵 公文録…………… 八一〇

一二 姫路城郭内居住士族邸地につき兵庫県内陳…………… 国立公文書館所蔵 公文録…………… 八一〇

一三 二通…………… 国立公文書館所蔵 公文録…………… 八一〇

一四 姫路城内居住士族邸地につき調査局意見…………… 国立公文書館所蔵 公文録…………… 八一〇

一五 二通…………… 国立公文書館所蔵 公文録…………… 八一〇

一六 姫路城内居住士族の移転料等決定…………… 国立公文書館所蔵 公文録…………… 八一〇

一七 三通…………… 国立公文書館所蔵 公文録…………… 八一〇

一八 城内居住士族移転料等一時下渡の願い出…………… 国立公文書館所蔵 公文録…………… 八一〇

一九 二通…………… 国立公文書館所蔵 公文録…………… 八一〇

起風波、追迫其船、於是、父神之船、不能進
行、遂被打破、所以、其処号船丘、号波丘、
琴落処者、即号琴神丘、箱落処者、即号箱丘、梳
匣落処者、即号匣丘、箕落処者、仍号箕形丘、麤
落処者、仍曰麤丘、稲落処者、即号稲牟礼丘、胃
落処者、即号胃丘、沈石落処者、即号沈石丘、綱
落処者、即号藤丘、鹿落処者、即号鹿丘、犬落処
者、即号犬丘、蚤子落処者、即号日女道丘、爾時、
大汝神、謂妻弩都比売曰、為遁惡子、返遇風波、
被太辛苦哉、所以、号曰瞋塩、曰苦芥、

二 正明寺石造板碑銘

正明寺境内

右造立供養為者、有縁無縁

貞和二年 歲次 五月九日 一結衆等
丙戌 敬 白

法界衆生、平等利益故也

(下段、追銘)
此石仏者、貞和「年中所作者旧」
銘詳也、而永隆「匿子姫山上下矣」
偶左記某三名「各」
軒「郎正明寺」矣、當時「住職慧潤謹

請祀、夫于時明治九年一月
周 上久長町伊藤源平
旋 同 船井正平
人 一本松 池内脩平

三 赤松則祐挙状

安積家文書

安積出羽平次盛兼申、本領播磨国安積保下司・公文兩
職、并三方西公文職姫道村田島等還補御下文事、申状
謹進上之、子細載状候敷、盛兼屬当手、致忠候
之間、執申候、可被經御沙汰候哉、此条偽申候者、
可罷蒙 仏神御罰候、以此旨可有御披露候、
恐惶謹言

文和四年二月五日 (赤松) 權律師則祐 (裏花押)
進上 御奉行所

四 赤松則祐挙状

磐城安積文書

安積出羽入道盛阿子息右近將監盛兼・同平六左衛門入
道胤阿等申、本領播磨国安積保下司 兩職并三方西郷公
文職・姫道村田島等還補御下文事、申状謹進上之、
子細載状候敷、盛兼等屬当手、致忠候之間、執申候、

可被經御沙汰候哉、若此状偽申候者、可罷蒙
仏神之御罰候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言
貞治三年六月二日 (赤松) 權律師則祐 (裏花押)

進上 御奉行所

五 助大夫畠地売券

正明寺文書

〔端裏書〕
「真木内地利分うりけん」

永代売渡申島之事

合老段者

在所姫道御構東門口
妙楽寺ノ西也、然者為
本役、稱名寺ニ兩季
四百文毎年可有御納
所候、此外諸公事無之候

右、件島者、雖為重代相伝私領、依有要用、直
錢貳貫七百文仁、母里藤兵衛尉殿後室様江永代売渡申
所実正也、如此申定上者、親類兄弟子々孫々、況乎
於他人、違乱煩不可有御座候、万一菟角申仁躰
出来候者、任此旨被仰分、為公方、堅可被処
罪科者也、仍為後証、永代沽券状如件
永祿四年辛酉十二月廿九日 姫道村 助大夫 (花押)

後室様 参

六 上月里軒山地売券

正明寺文書

永代売渡申山之事

合姫路山 東ハタワノ道切、
西ハ岩ハナ切、
北ハヨコ道ヲ切、

右、此山者、從河間方雖為買地、依有要用、
直錢壹貫五百文、稱名寺之新発へ永代売渡申所実也、
然上者、同名親類中違乱之族在之者、為向日代之御
沙汰、堅可有成敗者也、仍為後日、永代沽券状
如件

天文廿四年三月十七日 上月里軒 (科カ) □ (花押)

稱名寺御新発殿

七 上月満吉知行不知行分目錄ならびに証判

播磨上月文書

所々知行分目錄之事

合

- 一 小河村
- 一 国衙内長生名 山野井名 肥塚名 河西分 芝原下
- 一 司分 山本分

- 一 東細工所半分
- 一 檢住所務半分 (注)
- 一 原田加納分 但半濟
- 一 中野村 半濟分
- 一 坂田 但長生名之内
- 一 高岡北条三男分
- 一 英賀西伊地分
- 一 尾上中嶋半濟分
- 一 巨智庄領家分
- 一 置塩庄内堀部太田黒田兩三人分
- 一 三方西地頭分
- 一 香山保内道久名 重武名 形部三郎名
- 一 法恩名 八木大郎左衛門尉 神主名 但下野方之被官佐野三郎左衛門尉 依花言「免除之」
- 一 石造依元名
- 一 明石枝吉別符半濟
- 一 同所御祈保 (新カ)
- 一 同所細工所
- 一 同所下津端内余田半濟 (橋カ)

一 小河南分
一 東河合成国名四分一 但本領地

一同所重富分 同地

一下三草地頭分 同地

美作国
一 末藤名

一 坂本小河屋敷 同所田島等事

不知行分所々事 訴訟分

一 国衙内忠恒名事

一 太田半濟之事

一 櫛田庄之事

一 穂積余田事

一 佐用内名字之地峠名之事

美作国
一 高野郷内綾小路分

一同国広戸分

一 高野郷内富田押入村之内小河分

一新給之地所々事者、小河先祖光阿・同玄助安堵之御

判目録仁散在一色山河野林屋敷等、悉在之、然間、

巨細不_レ及_レ注、自然用所之時者、猶々彼目錄引合、

可_レ被_二成敗_一候、仍寺社領以同前候、又、高岡之事、

満寿丸母一期之後者、惣領可_レ為_二進退_一

一 福永名 八千草村多田等之事

一 貞繼名之事、同伊和西信次名之事者、以_二御奉書_一雖_レ

令_二拜領_一、阿弥陀寺依_二佗言_一、先令_二寄附_一候、能々

存知可_レ被_二下候_一、惣寺領モ御奉書内也、是者先度免

除畢
文明拾参年 辛丑 九月 日 上月左近將監 満 吉判在

満寿殿

右為_二後日明鏡_一、如_二証本_一令_二書_一写之_レ訖

于時元龜式年 辛未 八月吉日 上月次郎大郎 満(花押)

ハ 浦上則宗奉書 折紙 播磨上月文書

播州小川村友恒分并大野郷醫師給等寺庵方以下事、雖_レ

小河一族等歎申之、理運之段、被_二申開_一上者、重而

被_二仰付_一訖、早全_二知行_一、弥可_レ被_二抽_一忠節之由也、

仍執達如_レ件

文明九
八月十七日

(補上)
則宗(花押)

上月左近將監殿

九 鷓莊引付 抄出

太子町 斑鳩寺所蔵

一 明応九年申十二月、八徳山三合米配封、御着ヨリ被_レ

入、三百六十町トアリ、雖_レ然代々免除由申立、佗言

ニ沙汰人中方お御着ニ遣了、一貫文御着兩奉行小寺

方・薬師寺方へ礼五百文、小納所礼二百文、岸方二

百文、おほせ方礼廿文、_□賃縄代三百文、使者日別

以上此分ニテ落居

一文亀元二月、坂元城普請人夫公田一段別一人宛_□

ツ、可_レ出_□國中衛配封入、当庄三百六十町分配封入

了、坂元衛罷出諸役免除由堅佗言、浦上方へ百疋、

阿保方へ五十疋、中村与三郎兵衛五十疋、兼田ニ百

疋、惣者タル間備中方へ五十疋、以上此_□ニテ落居

了、但十日計以後、阿保方ヨリ書状にて又違乱間、

無力百疋遣ス、備中方異見ナリ、悉皆無為也

一同年六月苺夫配封被_レ入、沙汰人中方使者ニテ佗言、

小寺方へ百疋、小納所五十疋、岸ニ廿疋、以上此分

落居、但松泉院殿御代ニハ礼物までもナキ様ニ小寺

方状ニ見エタリ、

一同年八月日、秋反錢配符、御着より被_レ入了、仍中方

為_二使者_一三貫二百文、奉行御礼二百文、おほせ方礼

二百文、額田方百五十文、沙汰人粮物廿文配符一宿、

此分にて落居了

一同八月日、就_二八徳山三合米_一配符お被_レ入了、仍中

方_□二貫文、兩奉行礼_{小寺方} 五百文、小納所二

百文、岸方二百文、額田方三百文、_□粮物廿文

配符一宿代、此分ニテ落居了

一同十八年正月廿八日、御屋形義村様東方賀古マテ御

出帳、同二月二日ニ下野守村秀・広岡殿已下大田ノ

城マテ御出帳、然者御屋形様若君様ヲ御供ニテ御着

ノ城エ御馬ヲ被_レ寄、同七日ニ浦上掃部助方從_二備前

ノ三石ノ城ニ室津マテ上洛、然ハ既当庄近辺一円可_レ

為_二合戦巷_一由必定ノ間、色々制札已下其計略ヲ成処

ニ広岡殿村宗ト俄ニ御一味ヲ被_レ成、大田ノ陣破テ同

十一日ノ夜御屋形方之衆被_レ取退畢、然間、下野守殿(ハ)ワ広岡殿不_レ可有_レ見_レ劍候由、堅御契約ノ間、御兄弟ワ其分ニテ彼大田ニ御勘忍、然間、御着ノ若公様御供ニテ御屋形取御退候、其間ノ政所ノ支配十三貫六百九十二文也

二〇 黒田宗卜・山脇職吉連署折紙

芥田晴夫文書

中嶋村内形部少輔殿御分、光連名下地五段四十代、分米式石巻斗五升御拘之由候処、麦地子在_レ之由、代官雖_レ被_レ申候、先々無_レ之、支証明鏡之上者、於_レ向後不_レ可有_レ相違_レ之由候也、恐惶謹言

天文十一
七月卅日

山脇和泉守
職 吉(花押)

黒田入道
宗 卜(花押)
(重隆)

曼陀羅院
御同宿中

二 朝山日乗書状案

「益田家什書」
『大日本史料』第十編之三

裏書(朝山)
日乗状案

猶々、於趣者、弥切々可_レ申入_レ候、又御内用濃々と可_レ蒙_レ仰候、如_レ御存分調之儀行等、經_レ上意、信長へも御取分申候て、御たのミのことく可_レ致_レ調法候、信長事、何様とも可_レ申談_レ之由被_レ申候、何とぞ御縁辺申談度之由候、御分別候て可_レ被_レ仰越_レ候

急度申入候、

一 白紙九郎左にて被_レ仰上_レ候信長への御返事、則京著候、一々申渡、被_レ得_レ其心、御合力被_レ申候
両口行之事

一 為_レ雲伯因三ヶ国合力、則木下藤吉・坂井右近兩人ニ五畿内衆二万計被_レ相副、日乗為_レ檢使_レ罷出、於_レ但州_レ為_レ始_レ銀山・子盜・垣屋城、十日之内十八落去候、一合戦にて如此候、田結庄・観音寺此兩城相残り候、相城被_レ申付_レ候、山下迄も不_レ罷下、近日可_レ為_レ一途_レ候、可_レ御心安_レ候

一 為_レ備作兩國御合力、木下助右衛門尉・同助左衛門尉・福嶋兩三人、池田被_レ相副、別所被_レ仰出、是

も日乗為_レ檢使_レ罷出、二万計にて罷出及_レ合戦、増井(地)・寺藏院兩城、大塩・高砂・庄山以上城五ヶ所落去候、置塩・御著・曾禰懇望半候、急度可_レ為_レ一途_レ間、可_レ御心安_レ候、于_レ今小寺相拘候条、重而柴田(勝家)織田掃部助・中川(信秀)・丹羽五郎左衛門尉四頭被_レ申付候、一万五千可有_レ之候、近日可_レ為_レ著陣_レ候間、即時ニ小寺(政頼)・宇野申付、野州一統候て、三石ニ在陣仕、宇喜多(直家)・三村と申談、天神山根切可_レ被_レ仰付候、只今者庄山ニ陣取候

一 信長者、三河・遠江・尾張・美濃・江州・北伊勢之衆十萬計にて、国司へ被_レ取懸_レ候、十日之内ニ一國平均たる由候間、直伊賀・大和打通、九月十日比、直可_レ為_レ在京_レ候、左候而、五畿内・紀州・播磨・丹波・淡路・丹後・但馬・若狭右十二ヶ国一統ニ相_レ、安房(阿波)・讃岐か又へ越前かへ、兩方ニ一方可_レ被_レ申付_レ候、但在京計にて、当年ハ可有_レ遊覽_レも不_レ存候

一 豊芸事、有_レ和睦、信長と弥深重被_レ仰談、安讚根(阿波)

切頼被_レ思召_レ候て、相国寺之林光院、東福寺之見西堂上使_レ被_レ仰出_レ候、信長取持にて候、我等御使申上候、猶追々可_レ申入_レ候、又切々御用可_レ被_レ仰上候、馳走任_レ御心安_レ候、恐惶謹言

八月十九日 日 乘

元就様 福左(福原貞俊) 兎三石(兎玉元良) 井又(井上春忠)
隆景 口刑(口羽通良) 牛遠 山越
元春 桂左(桂元重) 井但(井上就重) 御申
輝元参 熊兵(熊谷高直) 天紀(天野隆重)

三 織田信長黒印状 折紙

黒田家文書

折紙并小寺注進状加_レ披見_レ候、一昨日十四小寺自身至_レ英賀面_レ相動、彼者共罷出候処、及_レ一戦、即追崩数多討取之旨、尤以神妙候、弥忠節專一候由、能々可_レ申聞_レ候、官兵衛尉別而入_レ情之旨可_レ然候、相心得可_レ申聞_レ候也

五月十六日(織田信長天下布武馬蹄型印)
黒印

荒木摂津守とのへ(村重)

三 羽柴秀吉書状

黒田家文書

御存分之通、一々富平右御物語承届候、令祝着候、

向後別而何様にも無隔心諸事可申談候、恐々謹言

(天正五年)

羽柴筑前守 秀吉(花押)

小寺官兵衛尉殿 御宿所

四 羽柴秀吉自筆書状 折紙

黒田家文書

なをく其方と我ら問からのきハ、よそより人々さけ

すミもあるましく候間、なに事をもそれへまかせ申候

ても、よそよりのひたちあるましく候、人もはやミお

よひ候と存候、我らにくミ申物ハ其方までにくミ申事

あるへく候、其心へ候て、やうしんをあるへく候、さ

いへハねんころニわもされず候間、ついでをもてね

ころニ可申入候、此文ミ多ますましく候間、さけすミ

にて御よミあるへく候、以上

申とも、其方ちきたんのもて、せしは御さはきあるへ

く候、此くにニおいてハ、せしよからハ御兩人の御ち

さうのやうに申なし候ま、其方も御ゆたん候てハ、

いかく候間、御たいくつなく、せし御心かけ候て、

御ちさうあるへく候、御状のおもて一々心多存候、

かしく

(天正五年) 七月廿三日

ちくせん

織田信長朱印状 折紙

黒田家文書

至備前面ニ可進発候、就其、差越羽柴筑前守候、

動并人質等事、筑前守申次第、別而馳走専一候、不可

有由断候也

(天正五年) 九月六日

小寺官兵衛尉とのへ

二 信長記 抄出

岡山大学附属図書館 所蔵 池田家文庫

九月二日、(中略) 荒木摂津守是も直に播州奥郡へ相働、

人質執固可参之旨、被仰付候

十月廿日、播州之赤松・別所・小寺其外国衆参洛候て、

御礼在之

十一月十二日、赤松・別所・浦上遠江・浦上小二郎隣

国面々等参洛候て、御礼在之

○「陽明文庫」本を底本とする角川文庫『信長公記』では、

「赤松・別所小三郎・別所孫右衛門・浦上遠江守・浦上

小次郎」となっている。

(天正五年) 正月十四日、御上洛、二条妙覚寺御成、隣国之面々等、

播州之浦上遠江守初として在京候て、御礼申上候、天

下之儀被仰付、正月廿五日御下

○角川文庫『信長公記』は「播州の浦上遠江守・別所小三

郎・若州の武田各在京候て」となっている。

(天正八年) 四月廿四日、播州之内しそ郡ニ宇野民部楯籠候、彼者

之親、伯父構、羽柴筑前推詰乗取、頸数二百五十討捕、

それより宇野下野守居城へ取懸、是又責破、爰にても

数多切捨、其後、宇野民部構ハ高山節所之麓を焼払、

塞へ取出を三ツ申付、丈夫に人数入置、此競を以

て直に阿賀へ被取懸候処、芸州へ人質出し置候者共、

舟に取乗罷退候、不及一戦阿賀之寺内へ打入、羽

柴筑前所々之様躰見計、御堂へ人数入置、百姓共呼出

し、御領中指出等申付、姫路に至て人数打納、姫路ハ

西国へ之道通、手寄也、其上御敵城宇野民部所へも程

近く、両条共に以而可然郷地也、姫地に可有在城ニ

相定、城取普請申付、是より筑前舎弟木下小一郎ニ人

数差加、但馬国へ乱入、即時無滞申付、木下小一郎ハ

小田垣居城に捲、手之者共見計、所々ニ入置、両国平

均候之、誠信長公之御威光忝御事也、併羽柴筑前一身

之以覚悟、両国被申付候事、都鄙之面目、後代之

く申付けられ候事、都鄙の面目後代の名譽これに過ぐべからず」となっている。

播州しそ郡ニ楯籠御敵、宇野民部丞、六月五日夜中ニ退散、木下平太輔・蜂須賀小六追懸、心はせ之侍とも帰シ合／＼爰かしこニ而相戦、歴／＼之者共数十人討捕、翌日蜂須賀小六高名也

六月六日、此競を以而、因幡・伯耆兩國境目に至而相働、所々ニ被_レ拳_レ煙之処ニ東国之御人数発向之由申候て、可_レ馳向_レ、行ハ一切無_レ之、国端之城主縁々を以て降参之御断申、人質進上候て御礼申上、羽柴筑前名譽不可_レ過_レ之

○角川文庫『信長公記』は「人質進上候て御礼申上げ候はんの由言上候の処、御悦び斜めならず、羽柴筑前守秀吉条々名譽の旨、信長公御感なされ候キ」になっている。

一七 羽柴秀吉制札 拓本

水田カズ所蔵

条々

龍野町

一 当龍野町市日之事如_レ先規_レ可_レ罷立_レ事
一 市之日諸商人ゑらむへかざる事

陸助祐尚、四男左馬助、又伊与守子千松丸と号す、後定願寺性存法師、満祐男彦次郎教康、父子満祐就上意悪而普光院義教公を奉討、其後合戦に及、満祐者播州の内城山城にて自害す、彦次郎ハ城を脱出、伊勢の国司を頼む、是国司の掣たる故也、然其勢ひ尽て以終自害し、赤松家絶す

(中略)

兵部少輔政則、從三位上、小名次郎法師丸、松泉院と号ス、^(高祐)性其舎弟伊与守義雅の幼息千松丸、嘉吉乱後伊与守後室江州の小倉と云国上に再縁に付、千松丸母に連れられ江州に居て出家して勝岳性存と号す、其性存の子次郎法師丸なり、此時五歳なり、先堪忍料として加賀半国賜り、其後又軍功に依て元の如く三ヶ国拝領す、是政則也、応仁元年五月初て播磨へ入部し播磨・備前・美作の三国悉く帰服す、此時飾東郡姫路の城に居住す、其後文明五年に同国置塩山に城を築き居住す、是より以来代々此城に住す、姫路ハ小寺伊賀守か子伊勢守豊職相代て居城す

(中略)

左京大夫義祐出羽守と号す、晴政の子也、松安寺永岳性延と号す、上総助則房義祐嫡男也、先祖円心より十代也、畠山宗繁と号す、羽柴筑前守播州打入の時、度々忠節に及の由書通余多有之、然るに揖東郡大田城主赤松彦次郎範実ハ則房の弟也、播州の旗下の輩彦次郎を以赤松家の惣領家に取立んとす、則房承引せず、依之國中の輩心々に則房を抜き彦次郎に随而

一同諸公事役不可_レ在_レ之事

以上

天正八年十月廿八日

藤吉郎(花押)

一八 (参考) 赤松播城録

東京大学史料編纂所謄写本

赤松播城録

村上天皇皇子具平親王、久我竹園をしめ給ひ、其八代の後胤赤松円心なり、播州赤松に居住して其地名を以称号す、俗名治郎左衛門則村、出家之後号法雲寺殿月潭円心大居士、正四位上播磨守、紋左巴、一男七条家、美作権守、又信濃守範資、始撰州尼ヶ崎之城主、後播州白幡城主、二男伊豆守筑前守貞範、法名世貞、六十九歳にして卒す、同国飾東郡姫路城主也、三男撰津守則祐、法名律師、応安四年十一月卒赤穂郡苔縄城主也、四男彈正少弼氏範、大力南帝の方へ一味す、印南郡志方城主、則祐嫡男上総介義則^{大膳大夫}、二男有馬殿出羽守則貞、有馬郡三田の城主也、三男左衛門佐義房、苔縄城主^{兵庫助}、四男吉田殿、後に播磨守貞久、右之義則正四位下、号龍徳寺、明德元年十二月晦日山名氏清謀反を企、京都内野迄切上り合戦に及、義則者戦を拙て此賞として作州を給り、天子より鳳凰桐の紋を給り、將軍より二引龍の紋を賜ふ、則祐嫡男光範に相続し白幡の城主として延齡と号す、義則嫡男左京大夫満祐、性具と号す、又慈林寺と号す、二男伊与守義雅、三男常

以則房には密に秀吉に通して助を一同して国中の諸士の城壘を攻なり、此後播州悉く秀吉の爲胸一同に平均しき、則房は老方石にて秀吉より阿波へ移さる、則房継子なく其家滅す、以後彦次郎は但馬の竹田の城に住して左兵衛の尉と改号す、終に秀吉の爲に害せらる

(中略)

飾東郡姫路城主、筑前守貞範、法名世貞、六十九歳にして卒、円心二男也
同城主小寺相模守頼季、是筑前守貞範に代て相守、宇野氏爲輩、当城相模守か長男小寺藤兵衛景治、其男小寺豊後守景重、其二男小寺伊賀守職治と相繼、職治者嘉吉の乱に戦死して中絶の後、赤松政則家再興に付当城に居住の後、置塩山の城を築き相移る、則伊賀守職治か末子小寺加賀守則職を以守之、其子小寺美濃守職隆繼て相定処に秀吉の爲に天正四年の六月父子備後鞆の城へ移と云々、此文徒相違せり、後文に委細を演説す、又黒田官兵衛孝隆ハ職隆か養子と云々、又越智黒田の系図に佐々木黒田の出羽守宗伝を曾孫、右近大夫高政備前の福岡邑に來住し、其子下野守重隆、其子小寺美濃守職隆、父重隆を伴ひ六角義秀に仕ふと、其実を知らす

○以下抄出

飾東郡庄山城主、越前守頭則、是ハ筑前守貞範一男也^(赤)完栗郡広瀬城主、宇野下総守、是ハ広瀬近江守か末流也、秀

吉の為に落城す

飾東郡安田城主、魚住左近大夫範吉、天文之比

飾西郡坂本天神山城主、魚住八郎左衛門治吉、是ハ同氏範吉

カ弟、明石郡魚住の庄の城主魚住伊予守天正に落城す、三木

と一味の故なり

(六葉) 完栗郡山崎朝水城主、釜田小次郎範春

飾東郡白盛地侍神吉市左衛門、入道して号宗翌

三木郡三木城主、別所肥前守、加西郡より三木郡ニ移り、是

当城主の始なり、嘉吉の乱に息助五郎と父子相供に勢州にて

自害す

同城主加賀守治友、是は肥前守次男也、治友に息子十三人有

同城主大藏少輔安治、四品の侍従たり、加賀守カ嫡子也

同城主小三郎長治、是大藏の長男也、天正八年秀吉の為に自

害し被給ふ

志方城主、櫛橋左京進伊則、始名彦三郎、天正落城、高砂在

城梶原

増位山有明城主、黒田休夢齋善慶、号安芸法印、増位山地蔵

院也、是は小寺美濃守職隆カ家臣長黒田仁右衛門孝隆カ弟也

印南郡御着城主、小寺官兵衛孝隆始黒田仁右衛門ト云

一六 〈参考〉赤松頼母則元家説

抄出「赤松播城録」に付載 東京大学史料編纂所謄写本

小寺氏ハ元赤松の支流にて家臣也、円心より遙以前の支流也、

太平記の時代、小寺刑部少輔とて戦功の者あり、其以後小寺

若狭守と云者又戦功の者あり、是等小寺相模守の一族カ不詳

案るに小寺官兵衛孝高の養父藤兵衛、又美濃守職隆ト云人

不詳、姫路の城主小寺氏の事ハ則職までにて絶へたり、此

末始末考小寺孝高小寺と称する事は、則職カ家臣たる処に

則職カ家絶すを以、孝高カ自称する処也、又孝高カ養父は

英賀の玄海也、渠を小寺藤兵衛職隆ト云は潤色するなり

姫路城主代々

赤松筑前守貞範、赤松播磨守則村入道門心の二男也、父入道

ハ当国赤穂郡白幡城に居住し、貞範をして在去を拒しむ、貞

和年中營を飾東郡姫路山に構しめて是に住す、貞範当城主始

なり

小寺相模守頼季、当国多可郡の人也、元弘乱に赤松にふし赤

松則祐と共に大塔の宮に住へ吉野に至る、危を見て命を致す

の士也、赤松の氏族たるに依て、頼季をして此城を守らしむ

貞範の長子越前守頼範、同郡庄山城に居らしむ庄山は姫路より一里東なり

小寺藤兵衛尉景治、継父頼季当城を守、元弘・建武の乱数功

有り、延元年中恩地左近太郎八幡山に籠時、赤松の一族馳向

ひ合戦す、景治戦死す

小寺豊後守景重、継父景治カ跡当城主、嘉吉の乱に戦死す

小寺伊賀守職治、父景重カ譲を受、当城に居、嘉吉の乱赤松

一族城山城に籠城、此時景重、職治父子戦死す

赤松兵部少輔政則、赤松満祐カ弟伊与守義雅の嫡孫也、一族

滅亡廿余年の後、政則五歳の時長祿二年の秋家臣石見太郎雅

介・間嶋三郎雅元・中村五郎祐直謀事を廻らし吉野に至り南

帝第一の皇子を弑し奉り三種の神宝を禁闕に返し入奉り、此

忠義に依り康正二年七月將軍義政より恩謝を蒙り再び家を興

し加賀半国を給ふ、応仁合戦細川勝元味方として味方に功有

故、当国を領す、是山名宗全嘉吉の軍功に播州を給り廿余年

領之の後、今度敵たるに依り是を没収し赤松家の旧地故政則

に賜之、播磨重而又加るに備前・美作を以てす、故に応仁元

年五月姫路城を修築し是に住す、文明元年己丑又新に城を

飾西郡置塩山に築、是に住す、姫路より三里北なり、当姫路

城旧例に任せ小寺氏守之

小寺伊勢守豊職、文明元年赤松政則置塩やまの城に移、豊職

をして当城を守らしむ

小寺加賀守職継父豊職の譲りを受当城を守、小寺越後守則職

父遺跡を請当城を守、天正五年丁丑日信長公播磨国羽柴筑前

守秀吉に給ふ故、十月廿三日当国打入、直に飾西郡書写山に登

居て、悉く往古の寺領庄園是を滅絶す、後書写の東麓一村を

寄附す、同所白山の嶺に營寨以移居之、扱播州威服従の後日、

置塩山城主赤松上総助則房阿州に移らしむ、姫路城主小寺則

職を備後鞆城に移らしむ、此時赤松一家水く播州を離散す

赤松記には、小寺伊賀守職治嘉吉の戦死に城主中絶の後、赤

松政則家再興に付当城を修復し居住の後、政則よりして職治

カ末子小寺加賀守則職を以是を守らしむ

本文の伊勢守豊職、加賀守職継兩人赤松記に不載之、又本

文の越後守則職ハ加賀守にて、其子美濃守職隆と有、何れ

カ是ならん

又加賀守則職、天正四年六月秀吉の為に備後の鞆城入移、同

十月十八日八十二歳にして卒す、直厳性朴大禪定門と号す

考るに、秀吉播州入国は天正五年十月也、是小寺官兵衛別

處家と談して信長公へ中国退治の大將を請取故なり、其冬

帰上し翌年の三月初重而入部也、是より播州処々攻随へ同

八年の正月三木落城す、依之秀吉書写山の陣營を三木へ移

さる、其後小寺官兵衛姫路の地を秀吉に送り、自分には完

栗郡山崎に城壘を取立引移れり、如斯事蹟より見れば、小

寺則職カ備後へ移れば天正四年五年の内には非ず、則職カ

子小寺美濃守職隆父と共に備後へ移ると赤松記に在を以見

れば、則職ハ天正四年の十月に卒し、其子美濃守代に成、

備後へ移は天正五年の冬秀吉播州へ打入ハ官兵衛孝隆衆に

抽んで働よりなれハ天正五年の比ハ官兵衛姫路の主たる様

に相見へたり、未詳、又備後へ秀吉より移せる事髓ならず

秀吉中国征伐ハ備中までにして、天正十年の五月は備中の

高松城攻なり、其節信長の大変にて畿内へ軍を被帰を以、

毛利と和睦なり、此和儀調、毛利七ヶ国安堵の内備後に

て是より以後も備後は毛利の領分也、又赤松則房を阿州へ

所替の事は秀吉天正十四年四国征伐せしめ国郡を給る時、

阿州を蜂須賀彦右衛門給る、其中にて老万石則房に賜たり、

秀吉中国征伐の節に非ず

赤松記に曰、小寺美濃守職隆是則隆の嫡子にして榑橋氏の躰なり、父と共に備後へ移れり、其家長黒田仁右衛門孝隆、後小寺官兵衛と改称す

案に本書に小寺美濃守職隆其名なし、英賀元海と云国人官兵衛孝隆ハ舅にして松千代か外祖父にて渠を信長ニ誘引して異心なき由を申たり、此元海か一逆を官兵衛に譲与す、官兵衛小寺と称するに依て其父を美濃守職隆と唱るは元海か事成へし

小寺官兵衛孝隆始黒田仁右衛門祐隆及後年改黒田助ケ由孝隆に官兵衛姫路城を守ハ秀吉播州打入の以前より也、併打入以前は則隆在城すといへ共、其長臣として万事を執謀を以其主の如くにして別所家を催促し信長の陣代を請取、秀吉入国よりして則職ハ脇に成て秀吉弥其主たる事を命せるか未詳、依之推て則職猶子たらしむるか

依之孝隆当城に居、秀吉に随逐す、天正九年辛巳正月十七日、別所家滅亡して秀吉三木城に移る、時に孝隆秀吉に告て曰、此城偏僻也、我居所の姫路山ハ国の中央にして舟筏の便り有国主の可居地也と、依之其身ハ同郡南妻鹿の国府山に退て更城累を経営して移之、同年三月秀吉移之、改て当城を造立す、今太閤丸と云、外ニ天守有、羽柴筑前守秀吉、天正九年三月当城に移る、翌年の春以中国の西方へ赴く、使舎弟羽柴小市郎秀長当城を守

2 近世の姫路城

(1) 池田輝政の築城

三 姫路築城

岡山大学附属図書館所蔵 池田家文庫

慶長六年辛丑

宴台徳廟於大坂邸 修姫路城

(中略) 今年播州検地あり、姫山 此山は姫路の城地なり、男山と相對して東西にあり、其中に流る、川を妹背川と云、男山は、此の下なる宿村・神祠の社地也、此八幡勧請の事ハ別ニ記せり、中村・国府寺村の三村をも合て皆姫路と号す、元來城地狹隘なれば伊木長門に命せられ再興ある、伊木引繩して五重の天主を作り秀吉の作られし天守は西丸、内外之郭をひろめ八十八町之市廓を開き、東ハ橋本町より西龍野六丁五拾間七寸南飾磨門より北ハ威徳寺町まで三十三丁廿間三尺三寸と云ふ、九年にして功成ぬ、此に慶長十三年より土木をはじめ同十四年に成就せしと記す、此説信しかたし、いかて如此普請一年に功終るへきや、追々普請あつて十四年に至り大概に成しなるへし、其証は城外之惣門石壁等ハ本多美濃守忠政城主たりし時に元和年中に全備せりと記せり、されハ国清公の御時はまた惣石垣等ま、又てにはことごとく普請及はさりし事明かなるに似たり、又

羽柴美濃守秀長、天正十年の春より同十三年に至、居城四年にして和州の郡山修城に移居住す始羽柴小市郎、後改大和納言

木下肥後守家定秀吉の室女の舎弟也、始名杉原孫兵、名カ、天正十三年より家定当城を守、杉原助左衛門入道々松か嫡男也、

木下右衛門大夫勝忠号延俊、家定か三男にて父代当城を守、家定八年勝忠六年、

池田三左衛門輝政、慶長五年当播磨一國を賜、姫路城に住、少將に任す、其後備前・淡州を加給ふ、依之繩入百万石の高に給、姫路山下宿村・中村・国府寺村の三邑へ、広郭内城外ニ割八十八町市壁を立、同九年の春より当城を再興す思慮有の由なり、是より山上山下総て姫路と名付、同十三年の夏迄に五重の天守の石壁・城南の大湫出来す、此堀深広くして今に至て三左衛門殿堀と云、功成在城十四年にして同十八年癸丑正月廿四日逝去す、四十九歳なり(後略)

○底本とした「赤松播城録」は、史料編纂所謄写本で、巻末に「石赤松播城録、播磨国揖東郡船渡村戸長役場蔵本、明治廿一年六月編修長重野安綱採訪、明年十一月謄写了」とある。同書は「寛政十二庚申年五月下旬元忠写之」の識語をもち、記述は神原式部大輔政祐が父の遺跡を継ぎ享保十三年より当城(姫路城)を守るところで終わっている。林田三木家蔵本の「赤松播城録」は「延享四丁卯曆仲夏望日奥山頼貞」の奥書があり、「松平大和守義知、寛保元奥州白川より移り当城を守ル」まで書かれている。

飾磨門より南にあたる野中に南北巷里余は、式拾間計之長堀をうち、両岸に堤つき松樹を植らる、播備作之人夫にて築かれしと云、堀の惣名を今ハ三左衛門殿堀と唱へ三国之役夫の堀(堀)し所も今に堺ノありて是より南備前堀、是より南播磨堀・作州堀と云伝へたり里民ニハ慶長十一年之頃穿れしと云、去なからたしか成事をしらす、美作の人夫出し事いか成事ニや、若淡路之人夫を伝へあやまれるもしるへからず、左あらんニは慶長十五年より後の事なるへし、なを追て吟味すへし(池田家履歴略記)

三 築城石材の採取 二点

『播磨鑑』

鬢櫛山(中略)此山多くの石をいたす、姫路城郭をきつきし時、大石とも数もしらす此山より出たり、其後代々の城主、普請の時も此山の石を取玉はぬはなし(後略)

『飾磨郡誌』

(前略) 同十三年再び大に城を営み、天守を建て、内廓を広げ給ふ、普請の節専ら之を勤む。其時切り出せし石材は大抵蒲田村山林内よりせし由、今に石切矢を入れたる痕跡到る所に多し(後略)